平成２５年（フ）第２９６号
愛知県岡崎市柱町字下川田１番地１　マンションゆたか201
債務者　坂本カズミこと　サカモト　ロナルド　カズミ
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
愛知県豊田市美里１丁目14番地11　ハイツ美里Ｂ301号、前住所愛知県豊田市上野町６丁目103番地８
債務者　松村　秀子
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
長崎県大村市宮小路１丁目344番地１　ウィルモア宮小路Ｂ201号
債務者　松尾　真吾
１　決定年月日時　平成25年８月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６６９号
札幌市清田区真栄１条１丁目18番23号、商業登記簿上の本店所在地札幌市白石区川北2280番地13
破産者　株式会社トータル・ワーク
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７７号
茨城県ひたちなか市松戸町３丁目２番４号
破産者　大創建設株式会社
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６号
千葉県茂原市六ツ野3219番地２
破産者　秋葉　正和
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
千葉県長生郡長生村一松2353番地２
破産者　永野　光男
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
千葉県長生郡白子町関5968番地６
破産者　藤原　洋子
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
静岡市清水区横砂1431番地の１
破産者　株式会社林建材
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
静岡県榛原郡吉田町川尻1819番地の１
破産者　有限会社アームふじ
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３号
静岡市駿河区登呂５丁目２―44、商業登記簿上の本店所在地静岡市駿河区西島1364番地の４
破産者　株式会社ドルチェ
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３４号
名古屋市中村区竹橋町９番６号
破産者　有限会社種村写真館
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６９号
神戸市須磨区常盤町１丁目１番20号横綱ビル４Ｆ
破産者　株式会社チューナー
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
岡山県笠岡市東大戸470番地
破産者　有限会社もりや製材
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
岡山県倉敷市玉島長尾2476番地
破産者　三木　和恵
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
鹿児島県志布志市有明町原田2273番地３、前住所鹿児島県志布志市有明町野井倉1804番地５　グリーンフォレストＦ棟Ｆ１号室
破産者　小野　卓哉（旧姓出水園）
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
旭川市春光台５条３丁目16番25号
破産者　ソノマ商事株式会社
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
北海道帯広市西11条南27丁目４番地１
破産者　株式会社コムラ建築工業
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６２１号
岡山市南区福成２丁目14番23号
破産者　株式会社小六
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２７号
山口県柳井市中央１丁目９番10号
破産者　有限会社大八
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１８２号
釧路市治水町８番８号
破産者　有限会社モリタケ
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所